

平成20年度当初予算編成方針のポイント

1 基本的な考え方

- ・国の歳出・歳入一体改革の継続と一般財源の圧縮に伴う限られた財源の重点的、効率的配分
- ・「おおいた挑戦枠」10億円の活用等による「安心・活力・発展プラン2005」の着実かつ効果的な実行

2 本県財政を巡る動き

- ・国の概算要求によると、交付税▲4.2%、臨時財政対策債▲15.5%、地方税+2.7%となっており、それを本県に引き直すと、20年度は19年度に生じた財源不足額（176億円）を更に上回る財源不足（240億円超）が発生する見込み
- ・本県歳出は、扶助費、公債費の増が、人件費の縮減を上回り、義務的経費が更に増加

※そのため、①事務事業の更なる選択と集中に向けたシーリングの設定、②利活用可能な財源の掘り起こし、③県債の最大限の活用等が必要

3 要求の枠組み

- ・特別枠の設定

「おおいた挑戦枠」10億円

：これまでの取組 ⑯選択・集中分野特別枠10億円、⑰同左10億円

⑱重点戦略特別枠15億円、⑲「おおいた挑戦枠」15億円

：行革プランにおける20年度の設定なし

- ・経費別の要求枠

政策予算 ▲15%

投資的経費 ▲15%～ただし、県単独の道路改良事業は19年度7月現計
予算額の▲10%

公共事業 ▲3%

部局枠予算 ▲15%～ただし、光熱水費、燃料費はカット対象外とする

4 国体・全国障害者スポーツ大会への対応

国体・全国障害者スポーツ大会関係経費については、国体・障スポ大会運営基金の繰り入れなどにより必要な財源を確保

平成20年度当初予算編成方針

本県財政を取り巻く状況は、積極的な企業誘致により、税収にもその効果が現れつつあるが、国の「歳出・歳入一体改革」における地方交付税等の更なる削減や都市と地方の税源の偏在、高齢化の進行に伴う扶助費等の義務的経費の増嵩などにより、益々厳しくなるものと予想される。

本県では、いち早く行財政改革に取り組み、これまで着実な成果を上げてきたものの、このような状況を踏まえ、最終年度となる行財政改革プランの上積みに努める必要がある。

一方、平成20年度は、「安心・活力・発展の大分県」の実現に向けプラン2005を着実に実行するとともに、42年ぶりの大分国体や全国障害者スポーツ大会の開催を契機として、発展する大分県づくりに挑戦していく年でもある。

当初予算の編成にあたっては、県政推進指針に基づき、県民ニーズや時代の流れを的確にとらえたセーフティネットの向上や地球温暖化対策などの新たな政策テーマに取り組むべく、中・長期的な戦略の上に立って知恵を絞ることが求められている。

そのため、「おおいた挑戦枠」を引き続き設けることとし、各部門から自由に政策提案できるようにすると同時に、将来にわたる持続可能な財政構造を目指し、財源の重点的かつ効率的な配分に努める方針であり、その要領は次のとおりとする。

第一 全般的事項

限られた財源の中で真に効果的な施策を実施するため、全ての事務事業の再点検を徹底し、廃止すべきものは積極的に廃止し、事業の選択と集中をより一層図ること。

なお、要求にあたっては、部局横断的な政策課題について、その政策意図が最大限発揮されるよう十分に連携し、重複や統一を欠くことのないよう努めるとともに、事務事業の整理合理化、国、県及び市町村の責任分野の明確化、国庫補助事業の整理等についても十分留意す

ること。また、例年どおり予算要求の概要を公表するので留意すること。

第二 歳入に関する事項

1 県税

税制改正や地方財政計画等を考慮するとともに、経済情勢の推移、特に法人関係税の動向に留意のうえ、課税対象の的確な捕捉や徴収率の向上に努め、年間徴収見込額を算定し、所要額を計上すること。

2 地方交付税

地方財政計画等を考慮するとともに、県税収入の動向に留意のうえ、年間見込額を算定し、所要額を計上すること。

3 国庫支出金

活用可能な補助金について精査するとともに、歳出に対応する額を計上すること。

4 分担金及び負担金

負担割合の適正化を図るとともに、歳出に見合った収入見込額を計上すること。

5 使用料及び手数料

受益者負担の原則に立ち、歳出に見合った収入見込額を計上すること。

6 財産収入

将来の利活用等を検討し、処分を適当とするものは、適正な価格による処分を行い、収入の確保を図ること。

また、所有する債権等についても、時価評価等を踏まえ、可能な限り流動化を図るなど、臨時的な財源確保に努めること。

7 基金繰入金

特定目的基金については、従来 of 充当事業を適宜見直し、積極的な活用を図ること。

8 諸収入

活用可能な助成金について精査するとともに、受託事業収入等に

については、人件費分を含めた適正な必要経費を計上すること。

9 県債

地方財政計画、地方債計画等に基づき、県債残高の増嵩に留意のうえ、所要額を計上すること。

第三 歳出に関する事項

1 予算の要求枠

予算要求は、原則として、各部局ごとに平成19年度7月現計予算額（一般財源等ベース、以下同じ。）に対し、次に示す基準の範囲内で要求すること。

(1) A経費

① おおいた挑戦枠予算

プラン2005に掲げた新しい大分県づくりに挑戦するため、各部局の予算要求枠とは別に10億円の予算枠を設けるので、県政推進指針に沿って、創意工夫を凝らした新規事業を積極的に要求すること。

② 政策予算

平成19年度7月現計予算額の85%の範囲内で要求すること。
なお、平成19年度予算における物件費等の節約額を政策予算の要求枠に加算する。

③ 投資的経費

ア 公共事業

補助事業（一般公共、公営住宅）、直轄事業負担金については、原則として、平成19年度7月現計予算額（地方負担ベース）の97%の範囲内で要求すること。

また、災害復旧事業及び災害関連事業のうち、過年発生分は、年間所要額を要求し、現年発生分は、平成19年度7月現計予算額の範囲内で要求すること。

イ 一般国庫補助事業

各分野における行政需要の実態に即した事業を厳選し、平成1

9年度7月現計予算額の85%の範囲内で要求すること。

ウ 単独事業

真に県民の要請に応える緊急度の高い事業を厳選し、事業費が枠で計上されているものも含め、平成19年度7月現計予算額の85%の範囲内で要求すること。

ただし、県民生活に密接に関連する県単独の道路改良事業については、平成19年度7月現計予算額の90%の範囲内で要求すること。

(2) B経費

管理予算については、年間所要額を十分に精査し要求すること。

部局枠予算については、平成19年度7月現計予算額の85%の範囲内で要求すること。

2 個別経費の取り扱い

(1) 補助金

効果や緊急性が低下した補助金、負担の適正化や融資など他の措置によることが可能な補助金、または少額補助金は、廃止・縮減を図ること。

また、各種団体・協会等（公社・外郭団体等を除く）への負担金については、加入の適否や負担額の妥当性を厳しく見直したうえで、廃止・縮減を図ること。

(2) 貸付金

民間資金の動向、貸付団体の運営資金の実態等を十分考慮し、貸付枠、貸付利率、金融機関への預託比率、末端金利等の抜本的な見直しを行うこと。

3 債務負担行為

後年度における経費支出を義務付けるものであるもので、設定に当たっては慎重を期すること。

第四 他会計に関する事項

それぞれの実態を考慮し、廃止・縮小を含む見直しを行ったうえで、

一般会計に準じて要求すること。

第五 財政健全化に関する留意事項

財政健全化法の施行に伴い、県の普通会計に加え、公営事業会計や、地方公社、第3セクターを含めた財政運営の健全性が判断されることとなったところである。これを受け、特に将来負担すべき実質的な負債の額が問われることから、公社等の経営状況をより厳しくチェックすること。